

マイナンバーカードに係るお知らせ

11月も夜間臨時窓口を開設します！

- ・役場が申請書の準備や顔写真の撮影などの補助を行います。
- ・来庁時には、運転免許証などの顔写真付身分証明書が必要となります。
お持ちでない方は、健康保険証や国民年金手帳などの2点で確認します。
- ・マイナポイント申込に係るお手伝いを合わせて行います。
手続きに必要なものは、役場町民課までにお問い合わせください。



11月の臨時申請窓口開設日	
場 所	福島町役場 1階 町民課窓口
日にち	10日(木曜日) 24日(木曜日)
時 間	午後5時～午後7時まで

マイナポイント(第2弾)に係る注意事項

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、自分で選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると付与されるポイントで、様々なキャッシュレス決済サービスでお買い物に使うことができます。

マイナポイント(第2弾)では1人最大2万円分のポイントをもらうことができますが、下記事項をご理解の上、手続きにお越しくください。

- ①マイナポイントを付与するキャッシュレスカードや決済サービスによってポイントのもらえる時期が異なります。手続き時は職員とともにお客様自身も確認してくださるよう、お願いします。
- ②マイナポイントの手続きの際は、1人あたり10分程度かかります。混雑している場合は待ち時間が発生することがございますので、ご了承ください。

マイナポイントの対象となるカードの申請期限は**令和4年12月末まで**になりました！
9月末までに申請できなかった方は、**12月末までの申請**で、マイナポイント第2弾キャンペーンの対象となります!!

◆来庁される方へのお願い◆

最近、マイナポイントに係る手続きのため、窓口が混雑しております。

吉岡支所においても、マイナンバーカード申請、交付することはできますので、ぜひご利用ください。吉岡支所でマイナンバーカードの申請等を行う場合は、予め吉岡支所へご連絡いただきますよう、お願いします。

お問い合わせ先

町民課町民係

☎47-4681